

## 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類)

第2条 本会が行う慶弔は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 死亡に対する弔意(以下「死亡弔意」という。)
- (2) 通夜における見舞(以下「通夜見舞」という。)
- (3) 入院に対する見舞(以下「入院見舞」という。)
- (4) 災害に対する見舞(以下「災害見舞」という。)
- (5) 定年退職(正規職員に限る。)に対する感謝の意(以下「退職謝意」という。)

(慶弔の対象者)

第3条 慶弔の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本会の役員
- (2) 本会の評議員
- (3) 本会の定款第8章の規定により設置された部会又は委員会の部会員又は委員
- (4) 本会の職員
- (5) 本会の事業を実施するにあたり、本会が委嘱した者又は事業協力者として登録した者その他これに類する者
- (6) 本会に10万円以上の遺志金を寄附し、かつ、弔辞を希望した者

(慶弔の内容)

第4条 前2条の規定により実施する慶弔の内容は、別表のとおりとする。

(慶弔の実施)

第5条 慶弔は、慶弔事由の発生を知った後、適当な時期を選んで速やかに実施するものとする。

(特別な慶弔)

第6条 会長は、次の各号に掲げる事由により特別な慶弔を実施する必要があると認めるときは、当該各号に掲げる慶弔を実施することができる。この場合において、実施する慶弔の内容は、その都度、会長及び副会長が協議して決定するものとする。

- (1) 第3条各号に規定する者以外の者で、本会の活動に多大な功績があったと認められる者が第2条第1号から第4号に規定する慶弔のいずれかに該当することとなったとき 必要な慶弔
- (2) 第4条の規定にかかわらず、別表中その他の慶弔欄に規定する慶弔以外の慶弔を実施する必要があると認めるとき その他の慶弔

(規程の改正又は廃止)

第7条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会において決定する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(平成29年3月22日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会慶弔規程(昭和48年4月1日)は廃止する。

別表（第4条関係）

対象者	種類	基準	慶弔費	その他の慶弔
第3条第1号に該当する者	死亡弔慰	本人が死亡したとき。	30,000円	花輪又は生花1基（税込み20,000円以内）及び弔辞を贈る。
		配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。	5,000円	本会を代表する者が葬儀に参列できないときは、弔電を送る。
		実父母、養父母又は子が死亡したとき。		
		その他の同居親族が死亡したとき。	慶弔の可否を含めその都度協議	
	通夜見舞	本人が死亡したとき。	5,000円	
	入院見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が7日以上（休日を含む。以下同じ。）にわたるとき。	5,000円	
災害見舞	地震、火災又は風水害等により住居が半壊若しくは半焼以上又は床上浸水若しくは土砂堆積の被害を受けたとき。	10,000円		
第3条第2号又は第3号に該当する者	死亡弔慰	本人が死亡したとき。	5,000円	本会を代表する者が葬儀に参列できないときは、弔電を送る。
		配偶者が死亡したとき。	3,000円	
		実父母、養父母又は子が死亡したとき。		
入院見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が7日以上にわたるとき。	3,000円		
第3条第4号に該当する者	死亡弔慰	本人が業務上の事由により死亡したとき。	50,000円	花輪又は生花1基（税込み20,000円以内）及び弔辞を贈る。
		本人が業務外の事由により死亡したとき。	30,000円	
		配偶者が死亡したとき。	10,000円	花輪又は生花1基（税込み20,000円以内）を贈る。
		実父母、養父母、子又は同居の義父母が死亡したとき。	5,000円	
		その他の同居親族が死亡したとき。	慶弔の可否を含めその都度協議	
	通夜見舞	本人が死亡したとき。	5,000円	
	入院見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が7日以上にわたるとき。	5,000円	
	災害見舞	地震、火災又は風水害等により住居が半壊若しくは半焼以上又は床上浸水若しくは土砂堆積の被害を受けたとき。	10,000円	
退職謝意	正規職員として勤務し、定年退職するとき。		記念品（税込み25,000円以内）を贈る。	
第3条第5号に該当する者	死亡弔慰	本人が死亡したとき。	5,000円	
	入院見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が7日以上にわたるとき。	3,000円	
第3条第6号に該当する者	死亡弔慰	10万円以上の遺志金を寄附し、かつ、弔辞を希望したとき。	3,000円	弔辞を贈る。